

政令第 号

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（案）

内閣は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の規定に基づき、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行令（平成十年政令第三百七十号）の全部を改正するこの政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 投資信託制度（第二条、第五十三条）

第三章 投資法人制度（第五十四条、第九十九条）

第四章 雑則（第一百条、第一百一条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この政令において、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」、「有価証券店頭指数等先渡取引」、「有価証券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指数等スワップ取引」、「受益証券」、「適格機関投資家私募」、「投資信託委託業」、「投資法人資産運用業」、「投資信託委託業者」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」又は「外国投資信託」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、受益証券、適格機関投資家私募、投資信託委託業、投資法人資産運用業、投資信託委託業者、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産保管会社、一般事務受託者又は外国投資信託をいい、「信託会社等」とは、法第四条に規定する信託会社等をいう。

## 第二章 投資信託制度

(法第二条第一項等に規定する政令で定める者)

第二条 法第二条第一項及び第三十四条の五第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 投資信託委託業者

二 信託会社等(当該信託会社等が主として有価証券に対する投資として運用する場合(有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行う場合を含む。))を除く。)

三 認可投資顧問業者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号。以下「投資顧問業法」という。))第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業法第二条第三項に規定する投資顧問業者をいう。以下同じ。)

四 外国の法令に準拠して設立され、かつ、外国において外国の法令の規定に基づき投資信託委託業又は投資法人資産運用業に相当する業を営んでいる法人

五 外国の法令に準拠して設立され、かつ、外国において投資顧問業法第三条に規定する投資判断の一任

による投資を行う業務を営業とする法人

(特定資産の範囲)

第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

- 一 有価証券
- 二 有価証券指数等先物取引に係る権利
- 三 有価証券オプション取引に係る権利
- 四 外国市場証券先物取引に係る権利
- 五 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
- 六 有価証券店頭オプション取引に係る権利
- 七 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
- 八 不動産
- 九 不動産の賃借権
- 十 地上権

十一 金銭債権（第一号、次号及び第十四号に掲げるものに該当するものを除く。以下同じ。）

十二 約束手形（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第八号に掲げるものを除く。

以下「手形」という。）

十三 金融先物取引等（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第八項に規定する金融先物取引等をいう。以下同じ。）に係る権利

十四 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、総理府令で定めるもの（金融先物取引等を除く。以下「金融デリバティブ取引」という。）に係る権利（第二号から第七号までに掲げるものに該当するものを除く。）

十五 次に掲げるものを信託する信託の受益権（第一号に掲げるものに該当するものを除く。）

イ 金銭（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限る。）

ロ 有価証券

八 金銭債権

二 不動産

ホ 地上権及び土地の賃借権

十六 当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「匿名組合出資持分」という。）

十七 金銭の信託の受益権（第一号に掲げるものに該当するものを除く。）であつて、信託財産を主として匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とするもの

（法第二条第二項に規定する政令で定める者）

第四条 法第二条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 信託会社等

二 第二条第一号、第三号、第四号又は第五号に掲げる者

（証券投資信託の範囲）

第五条 法第二条第四項に規定する政令で定める委託者指図型投資信託は、投資信託財産（法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。第四十四条から第四十六条までを除き、以下同じ。）の総額の二分の一を超える額を有価証券に対する投資として運用すること（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行うことを含む。）を目的とする委託者指図型投資信託とする。

（公募の範囲）

第六条 法第二条第十三項に規定する政令で定める場合は、五十人以上の者を相手方とする場合とする。

（適格機関投資家私募の範囲）

第七条 法第二条第十四項に規定する政令で定める場合は、受益証券に、総理府令で定める方式に従い、適格機関投資家（証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第五十四条において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として総理府令で定める場合とする。

（金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外）

第八条 法第五条の三に規定する政令で定める証券投資信託は、次に掲げるものとする。

一 受益者の請求によりその受益証券を当該証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券（総理府令で定めるものに限る。）と総理府令で定めるところにより交換を行う旨を投資信託約款に定めた証券投資信託（金銭の信託に限る。）

二 その受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とする証券投資信託であつて、当該受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券（総理府令で定めるものに限る。）をもつて総理府令で定めるところにより取得させることができる旨を投資信託約款に定めたもの

（法第八条第一項第三号等に規定する政令で定める使用人）

第九条 法第八条第一項第三号及び第九条第二項第六号（同号ホ、ト、チ及びヌを除く。）に規定する政令で定める使用人は、法第六条の認可を受けようとする者の使用人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 投資信託財産の運用の指図を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定める者
- 二 投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関し法第八条第一項第二号の支店その他の営業所の業務を



統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定める者

(最低資本の額)

第十条 法第九条第二項第二号に規定する政令で定める金額は、一億円とする。

2 法第八条第一項第一号の資本の額を本邦通貨に換算する場合には、認可申請の時における外国為替相場(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。)によるものとする。

(法第九条第二項第六号ホに規定する政令で定める使用人)

第十一条 法第九条第二項第六号ホに規定する政令で定める使用人は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 第九条各号に掲げる者

二 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第三百三十三号)第三条各号に掲げる者

三 信託会社等において信託財産の運用を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で

定める者

四 信託の引受けを行う業務に関し銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第八条の支店その他の営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定める者

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）第十条各号に掲げる者

六 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第三条に規定する者

（法第九条第二項第六号トに規定する政令で定める使用人）

第十二条 法第九条第二項第六号トに規定する政令で定める使用人は、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第三条各号のいずれかに該当する者とする。

（法第九条第二項第六号チに規定する政令で定める使用人）

第十三条 法第九条第二項第六号チに規定する政令で定める使用人は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 投資信託財産の運用の指図を行う部門及びこれに相当する部門を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定める者

- 二 投資信託委託業又は投資法人資産運用業に相当する業に関し事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定める者
- 三 信託財産の運用を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定める者
- 四 信託の引受けを行う業に関し事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定める者
- 五 投資顧問業（投資顧問業法第二条第二項に規定する投資顧問業をいう。）に相当する業務に関し事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定める者
- 六 顧客に対する投資顧問契約（投資顧問業法第二条第一項に規定する投資顧問契約をいう。次号において同じ。）に基づく助言の業務に相当する業務の用に供する目的で有価証券の価値等の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者
- 七 顧客に対する投資顧問契約に基づく助言の業務に相当する業務を行う者
- 八 商品投資顧問業（商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第七項に規定する商品投資顧問業をいう。）に相当する業に関し事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者

る者として総理府令で定める者

九 不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。以下同じ。）に相当する業に関し事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定める者

（法第九条第二項第六号又の規定する政令で定める使用人）

第十四条 法第九条第二項第六号又の規定する政令で定める使用人は、前条第五号から第七号までのいずれかに該当する者とする。

（受益証券等の預託の受入れの禁止の適用除外）

第十五条 法第十三条の二ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 投資信託委託業者が自ら募集等（法第二十七条に規定する募集等をいう。以下同じ。）を行った受益証券に係る顧客の応募代金若しくは売却代金又は当該受益証券に係る投資信託の解約金、収益金若しくは償還金の預託を受ける場合
- 二 投資信託委託業者が募集の取扱いその他政令で定める行為（法第百九十六条第二項に規定する募集の

取扱いその他政令で定める行為をいう。次号において同じ。）を行った投資口に係る顧客の応募代金若しくは売却代金又は当該投資口の払戻金若しくは分配金若しくは残余財産の分配金の預託を受ける場合

三 投資信託委託業者が募集の取扱いその他政令で定める行為を行った投資法人の投資法人債に係る顧客の応募代金若しくは売却代金又は当該投資法人債に係る利息若しくは償還金の預託を受ける場合

四 投資信託委託業者が法第三十四条の十第三項の認可を受けて宅地建物取引業を営む場合に当該業務に係る顧客から当該業務に係る金銭の預託を受ける場合

2 前項第一号から第三号までに掲げる場合において、投資信託委託業者は、総理府令で定めるところにより、顧客から預託を受けた金銭を、当該投資信託委託業者が投資信託委託業又は投資法人資産運用業を廃止した場合その他投資信託委託業又は投資法人資産運用業を行わないこととなった場合に顧客に返還すべき額に相当する金銭を管理することを目的として、国内において、信託会社等に信託をしなければならぬ。

(法第十五条第一項第一号に規定する政令で定める取引)

第十六条 法第十五条第一項第一号に規定する取引は、次に掲げるものとする。

- 一 投資信託委託業者が、投資信託財産の宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行うこと。
- 二 投資信託委託業者が、法第三十四条の十第二項の届出をして不動産の管理業務を営む場合において、投資信託財産の不動産の管理を受託すること。
- 三 投資信託委託業者が、法第三十四条の十第二項の届出をして不動産特定共同事業を営む場合において、次に掲げるすべての場合に該当する場合に投資信託財産の不動産を取得すること。
  - イ 投資信託契約（法第四条に規定する投資信託契約をいう。次条及び第十八条において同じ。）の終了に伴うものである場合
  - ロ 不動産が不動産特定共同事業契約（不動産特定共同事業法第二条第三項第二号に規定する不動産特定共同事業契約をいう。以下同じ。）に係る不動産取引の目的である場合
- 四 投資信託委託業者が法第三十四条の十第三項の認可を受けて証券業を営む場合において、投資信託財産に係る次に掲げる取引の取次ぎを行うこと。
  - イ 有価証券の売買
  - ロ 有価証券指数等先物取引

- 八 有価証券オプション取引
  - 二 外国市場証券先物取引
  - ホ 有価証券店頭指数等先渡取引
  - ヘ 有価証券店頭オプション取引
  - ト 有価証券店頭指数等スワップ取引
  - 五 投資信託委託業者が、法第三十四条の十第三項の認可を受けて金融先物取引業（金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引業をいう。以下同じ。）を営む場合において、投資信託財産に係る金融先物取引等の取次ぎを行うこと。
  - 六 受益者の保護に欠けるおそれのない場合として総理府令で定める場合に、投資信託委託業者が投資信託財産の不動産を賃借すること。
  - 七 個別の取引ごとにすべての受益者の書面による同意を得て行う取引
  - 八 その他受益者の保護に欠けるおそれのないものとして金融再生委員会の承認を受けた取引
- （法第十五条第一項第二号に規定する政令で定める取引）

第十七条 法第十五条第一項第二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 次に掲げる要件のすべてを満たす取引

イ 次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

(1) 投資信託契約の終了に伴うものである場合

(2) 投資信託契約の一部解約に伴う解約金の支払に应付するために行うものである場合

(3) 法令の規定又は投資信託約款に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、

その割合を超えることを避けるために行うものである場合

(4) 投資信託財産相互間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合

ロ 有価証券の売買その他の総理府令で定める取引であつて、総理府令で定めるところにより公正な価額により行うものであること。

二 個別の取引ごとに双方の投資信託財産に係るすべての受益者の書面による同意を得て行う取引

三 その他受益者の保護に欠けるおそれのないものとして金融再生委員会の承認を受けた取引

(法第十五条第一項第三号に規定する政令で定める取引)



第十八条 法第十五条第一項第三号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 投資信託財産について、次に掲げる要件のすべてを満たす取引

イ 次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

(1) 投資信託契約の終了に伴うものである場合

(2) 投資信託契約の一部解約に伴う解約金の支払に應ずるために行うものである場合

(3) 法令の規定又は投資信託約款に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、

その割合を超えることを避けるために行うものである場合

(4) 投資法人との間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合

ロ 有価証券の売買その他の総理府令で定める取引であつて、総理府令で定めるところにより公正な価額により行うものであること。

二 投資法人について、次に掲げる要件のすべてを満たす取引

イ 次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

(1) 資産運用委託契約（法第八条第二項に規定する資産運用委託契約をいう。以下同じ。）の終了に

伴うものである場合

(2) 投資口の払戻しに伴う払戻金の支払に応ずるために行うものである場合

(3) その資産について、法令の規定又は規約に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えることを避けるために行うものである場合

(4) 投資信託財産との間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合

□ 有価証券の売買その他の総理府令で定める取引であつて、総理府令で定めるところにより公正な価額により行うものであること。

三 個別の取引ごとにすべての受益者及びすべての投資主の書面による同意を得て行う取引

四 その他受益者及び投資主の保護に欠けるおそれのないものとして金融再生委員会の承認を受けた取引

(法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産等)

第十九条 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一 オプション(証券取引法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。以下同じ。)と類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るもの

- 二 不動産
  - 三 不動産の賃借権
  - 四 地上権
  - 五 金銭債権
  - 六 手形
  - 七 金融オプション（金融先物取引法第二条第四項第三号に規定する金融オプションをいう。以下同じ。）
  - 八 金融オプションと類似の権利であつて海外金融先物市場（金融先物取引法第二条第八項に規定する海外金融先物市場をいう。）において行われる金融先物取引と類似の取引に係るもの
  - 九 第三条第十五号及び第十七号に掲げる信託の受益権（以下「信託受益権」という。）
  - 十 匿名組合出資持分
  - 十一 その他総理府令で定めるもの
- 2 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める指数又は数値は、次に掲げるものとする。
- 一 有価証券指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取

引に係るもの

二 有価証券店頭指数（証券取引法第二条第十八項に規定する有価証券店頭指数をいう。以下同じ。）

三 金融指標（金融先物取引法第二条第三項に規定する金融指標をいう。）

四 その他総理府令で定めるもの

（投資信託委託業者の利害関係人等の範囲）

第二十条 法第十五条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 投資信託委託業者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第四十七条において同じ。）の名義

をもって所有している当該投資信託委託業者の株式（議決権のあるものに限る。以下この条及び第四

十七条において同じ。）の数又は出資（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の額

の合計が、当該投資信託委託業者の発行済株式（議決権のあるものに限る。以下この条及び第四十七

条において同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

(1) 当該者

- (2) 当該者が法人その他の団体（以下この条及び第四十七条において「法人等」という。）である場合におけるその役員（取締役若しくは監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条及び第四十七条において同じ。）及び主要株主（発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している株主又は出資者をいう。以下この条及び第四十七条において同じ。）
- (3) (1)又は(2)に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。以下この条、第四十七条及び第九十六条において同じ。）
- (4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等（法人等が他の法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として総理府令で定めるものを含む。以下この条及び第四十七条において同じ。）及びその役員
- (5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として総理府令で定めるものを含む。以下この条及び第四十七条において同じ。）及びその役員

ロ イの(1)から(6)までに掲げる者並びにイの(1)に掲げる当該者の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条及び第四十七条において同じ。）、使用人及び使用人であつた者（使用人でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条及び第四十七条において同じ。）が、当該投資信託委託業者の取締役（これに類する役職にある者を含む。以下この条及び第四十七条において同じ。）又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

二 投資信託委託業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該法人等の株式の数又は出資の額の合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

(1) 当該投資信託委託業者

(2) 当該投資信託委託業者の役員及び主要株主

(3) (2)に掲げる者の親族

(4) 当該投資信託委託業者の主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の關係親法人等及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ イの(1)から(6)までに掲げる者並びに当該投資信託委託業者の役員であつた者、使用人及び使用人であつた者が、当該法人等の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

三 投資信託委託業者が発行する委託者指図型投資信託の受益証券の募集の取扱い等（法第三十四条第一項に規定する募集の取扱い等をいう。以下同じ。）を行う者のうち、当該募集の取扱い等を行う受益証券に係る委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額として総理府令で定めるところにより計算した額

が当該投資信託委託業者が設定する委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額として総理府令で定めるところにより計算した額の百分の五十を超える者

四 投資信託委託業者が資産の運用を行う投資法人の投資口又は投資法人債の募集の取扱い等を行う者のうち、当該募集の取扱い等を行う投資口又は投資法人債の合計額として総理府令で定めるところにより計算した額が当該投資法人が発行を行う投資口又は投資法人債の合計額として総理府令で定めるところにより計算した額の百分の五十を超える者

五 前各号に掲げる者に準ずる者として総理府令で定める要件に該当する者

(法第十五条第二項第三号二等に規定する政令で定めるもの)

第二十一条 法第十五条第二項第三号二、第三十四条の三第二項第三号二及び第四十九条の九第二項第三号二に規定する政令で定める者は、銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、生命保険会社及び損害保険会社、貸金業者(貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規



定する貸金業者をいう。)又は金融先物取引業者(金融先物取引法第二条第十項に規定する金融先物取引業者をいう。)とする。

(特定資産の価格を調査する者)

第二十二條 法第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、受託会社の利害関係人等(法第四十九条の九第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。第五十二条において同じ。)以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一 弁護士であつて次に掲げる者以外のもの

イ 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員

ロ 法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者

ハ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

二 公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

- (1) 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員
- (2) 法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者
  - ロ 監査法人にあつては、その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの
  - ハ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
  - ニ 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下この号、第三十四条第三号及び第四十九条第一項第三号において同じ。）及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）
  - イ 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員
  - ロ 法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者
  - ハ 不動産の鑑定評価を行うことを禁止する処分を受け、その禁止の期間を経過しない者
  - 四 前三号に掲げるもののほか、特定資産（法第十六条の二第一項に規定する特定資産をいう。第三十四条第四号及び第四十九条第一項第四号において同じ。）の評価に関し専門的知識を有する者として総理府令で定めるもの

(法第二十二條第一項に規定する政令で定める者)

第二十三條 法第二十二條第一項に規定する政令で定める者は、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。)第二十六條に規定する優先出資社員とする。

(法第二十二條第一項に規定する政令で定める権利)

第二十四條 法第二十二條第一項に規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一 法第二百二十三條第一項において準用する商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十條ノ十五第一項の規定に基づく権利その他これに準ずる投資主の権利で総理府令で定めるもの

二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第六條及び第十四條において準用する商法第二百八十條ノ十五第一項の規定に基づく権利その他これに準ずる優先出資者の権利で総理府令で定めるもの

三 資産流動化法第四十九條において準用する商法第二百八十條ノ十五第一項の規定に基づく権利その他これに準ずる優先出資社員の権利で総理府令で定めるもの

(法第二十二條第二項に規定する政令で定める権利)

第二十五条 法第二十二條第二項に規定する政令で定める権利は、資産流動化法第二條第五項に規定する優先出資とする。

(法第二十二條第二項に規定する政令で定める規定)

第二十六條 法第二十二條第二項に規定する政令で定める規定は、資産流動化法第六十二條とする。

(投資信託約款の内容を記載した書面の交付をしないことができる場合)

第二十七條 法第二十六條第二項(法第四十九條の十一及び第五十九條において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募により行われる場合
- 二 受益証券を取得しようとする者が、現に当該受益証券に係る委託者指図型投資信託(法第四十九條の十一において準用するにあつては、委託者非指図型投資信託、法第五十九條において準用する場合にあつては、外国投資信託)の受益証券を所有している場合

(投資信託委託業者が行う受益証券の募集等の範囲)

第二十八條 法第二十七條に規定する政令で定める行為は、投資信託委託業者が募集(証券取引法第二條第

三項に規定する有価証券の募集をいう。第五十条において同じ。）又は私募（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。第五十条において同じ。）を行った委託者指図型投資信託の受益証券の転売を目的としない買取りその他これに類する行為とする。

（投資信託委託業者が行う受益証券の募集等に関し証券取引法を準用する場合の読替え）

第二十九条 法第二十七条の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者又はその役員若しくは使用人について証券取引法第三十二条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第九号並びに第四十五条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える証券取引法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第三十二条</p>	<p>証券会社並びにその役員及び使用人</p>	<p>投資信託委託業者並びにその役員及び使用人</p>
<p>業務</p>	<p>受益証券の募集等の業務</p>	

<p>第四十二条第一項（第二号から第四号まで、第七号及び第八号を除く。）</p>	<p>第三十四条第二項第一号</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第三十条の十第一項第一号</p>
<p>証券業</p>	<p>有価証券の売買その他の取引 又は有価証券オプション取引 若しくは有価証券店頭オプション取引</p>	<p>投資信託委託業</p>
<p>有価証券の価格又はオプションの対価の額</p>	<p>有価証券の価格又はオプションの対価の額</p>	<p>受益証券の価格</p>
<p>有価証券の売買若しくはその受託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み（以下「委託等」という。）を受けることをい</p>	<p>有価証券の売買若しくはその受託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み（以下「委託等」という。）を受けることをい</p>	<p>受益証券の募集等に係る取引</p>

<p>有価証券の売買等又は有価証</p>	<p>う。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその受託等</p> <p>売買の別（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、売買の別に相当するものとして総理府令で定める事項。次号において同じ。）</p>	
<p>受益証券の募集等に係る取引</p>	<p>売買の別又はこれに相当する取引の別</p>	

<p>券店頭デリバティブ取引</p>	
<p>この号、次条第一項第一号及び第四十七条第三項</p>	<p>この号</p>
<p>売買の別、 有価証券の売買その他の取引 又は有価証券指数等先物取引 等（有価証券指数等先物取引 又はこれに係る第二条第八項 第二号若しくは第三号に掲げ る行為をいう。以下同じ。） 、有価証券オプション取引等 （有価証券オプション取引又 はこれに係る同項第二号若し</p>	<p>売買の別又はこれに相当する取引の別、 受益証券の募集等に係る取引</p>





## 証券業

## 投資信託委託業

2 法第二十七条の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者について証券取引法第四十一条、第四十二条の二第一項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える証券取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条	有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	当該受益証券の募集等に係る取引
第四十二条の二第一項	有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買そ	受益証券の募集等に係る取引

<p>他の政令で定める取引を除く。又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。）</p>	<p>有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価</p>
	<p>受益証券</p>

<p>第四十三條</p>	<p>第四十二條の二第三項</p>					
<p>業務</p>	<p>をいう。以下この条及び第五十一條第二項において同じ。</p>	<p>有価証券等</p>	<p>有価証券の売買その他の取引等</p>	<p>この条及び第六十五條の二第六項</p>	<p>有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引</p>	<p>証券等」という。</p>
<p>受益証券の募集等の業務</p>	<p>をいう。</p>	<p>受益証券</p>	<p>受益証券の募集等に係る取引</p>	<p>この条</p>	<p>受益証券の募集等に係る取引</p>	

3

法第二十七条の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者の顧客について証券取引法第四十二条の二第二項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>第四十二条の二第二項</p>	<p>規定</p>	<p>有価証券の売買その他の取引</p>	<p>読み替えられる字句</p>		<p>有価証券の買付け若しくは売却若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等</p>
<p>受益証券の募集等に係る取引</p>	<p>読み替える字句</p>			<p>受益証券の募集等に係る取引</p>	

	第四十二条の二第四項			
等	前項第一号	前項第二号	前項第三号	約束が事故
投資信託及び投資法人に関する法律第二十七條において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第一号	投資信託及び投資法人に関する法律第二十七條において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第一号	投資信託及び投資法人に関する法律第二十七條において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第二号	投資信託及び投資法人に関する法律第二十七條において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第三号	約束が事故（投資信託及び投資法人に関する法律第二十七條において準用する証券取引法第四十二条の二第三項に規定する事故

をいう。以下この項において同じ。）

(法第二十八条第一項本文に規定する政令で定める者等)

第三十条 法第二十八条第一項本文及びただし書に規定する政令で定める者は、投資信託委託業者が資産の運用を行う投資法人であつて、同項第一号の特定資産と同種の資産を投資の対象とするものとする。

2 法第二十八条第一項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 投資信託委託業者又はその取締役
  - 二 運用の指図を行う他の投資信託財産
  - 三 資産の運用を行う投資法人
  - 四 利害関係人等(法第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。第三十六条において同じ。)
  - 五 投資信託委託業及び投資法人資産運用業以外の業務の顧客であつて総理府令で定めるもの
- 3 法第二十八条第一項第一号(法第四十九条の十一において準用する場合を含む。)(に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。
- 一 有価証券(総理府令で定めるものに限る。)(の取得及び譲渡並びに貸借

- 二 有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等スワップ取引
  - 三 不動産の取得及び譲渡、賃貸借並びに管理の委託及び受託
  - 四 不動産の賃借権の取得及び譲渡
  - 五 地上権の取得及び譲渡
  - 六 金銭債権（コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもって表示されるもの及び銀行その他総理府令で定める金融機関への預金若しくは貯金又は郵便貯金に係るものを除く。）の取得及び譲渡
  - 七 手形の取得及び譲渡
  - 八 金融デリバティブ取引
  - 九 信託受益権の取得及び譲渡
  - 十 匿名組合出資持分の取得及び譲渡
- 4 法第二十八条第一項第二号（法第四十九条の十一において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、前項第三号から第五号までに掲げる取引とする。
- （受益証券の買取りに関する読替え）



第三十一条 法第三十条の二第二項の規定において受益証券の買取りについて商法第二百四十五条ノ三及び第二百四十五条ノ四の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句		読み替える字句
第二百四十五条ノ三第二項	株主	株主	受益者
第二百四十五条ノ三第三項	株主	株主	受益者
第二百四十五条ノ三第四項	会社	会社	受託会社
第二百四十五条ノ三第五項	株券	株券	受益証券
第二百四十五条ノ四	株主	株主	受益者

2 法第三十条の二第二項の規定において受益証券の買取りについて非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二百二十六条第一項及び第三百三十二条ノ六の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

		会社	投資信託委託業者
法の規定	読み替えられる非訟事件手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十六条第一項	商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八条、第七十条ノ二第一項但書、第一百七十条第四項、第一百七十八条、第二百四条ノ四第一項、第二百七条第二項、第二百三十七条第二項、第二百三十七条第二項、第二百四十五条七条第二項、第二百四十五条	投資信託及び投資法人に関する法律第三十条の二第二項ニ於テ準用スル商法第二百四十五条ノ三第三項	

---

ノ三第三項、第二百四十六条  
第二項、第二百五十八条第二  
項、第二百六十三条第四項、  
第二百八十条ノ八第三項、第  
二百八十条ノ十八第二項及ビ  
第二百八十二条第三項、其準  
用規定、同法第一百五十三条第  
二項、第一百七十三条第一項、  
第一百八十一条第一項、第二百  
三十七条ノ二、第二百六十条  
ノ四第四項、第二百八十条ノ  
八第一項、第二百九十一条第  
二項、第二百九十三条ノ八第

---

<p>一 項及ビ第二百九十四条、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第八条第一項但書、第十二条ノ二第一項、第二十八条ノ二第一項、第四十四条ノ三第一項、第四十五条及ビ第五十二条ノ三第一項並ニ株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第三十二条第七項</p>	<p>会社（親会社）（商法第二百十一条ノ二第一項）（有限会社法第二十四条第一項ニ於テ準用</p>
	<p>受託会社</p>

	<p>スル場合ヲ含ム以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ニ規定スル親会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ株主又ハ社員ガ子会社（商法第二百十一条ノ二第一項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ書類ニ付キ申請ヲ為シタルトキハ子会社）</p>	
<p>第三百三十二条ノ六第一項</p>	<p>商法第二百四十五条ノ三第三項（同法第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項（同法第三百七十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第三十条ノ二第二項ニ於テ準用スル商法第二百四十五条ノ三第三項</p>

<p>第二百二十二条ノ六第二項</p>	<p>株主</p>	<p>受益者</p>		<p>第三百五十八条第七項、第四百八条ノ三第二項及び第四百十三条ノ三第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)</p> <p>同法第二百四十五条ノ三第三項</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第三十条ノ二第二項ニ於テ準用スル商法第二百四十五条ノ三第三項</p>
---------------------	-----------	------------	--	--	---

(法第三十四条第一項に規定する政令で定める行為)

第三十一条 法第三十四条第一項に規定する政令で定める行為は、募集等、証券取引法第二条第八項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる行為その他これらに類する行為とする。

(法第三十四条の三第一項第五号に規定する政令で定める取引)

第三十二条 法第三十四条の三第一項第五号に規定する取引は、次に掲げる取引とする。

一 次に掲げる要件のすべてを満たす取引

イ 次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

(1) 資産運用委託契約の終了に伴うものである場合

(2) 投資口の払戻しに伴う払戻金の支払に応ずるために行うものである場合

(3) その資産について、法令の規定又は規約に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えることを避けるために行うものである場合

(4) 投資法人相互間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合

ロ 有価証券の売買その他の総理府令で定める取引であつて、総理府令で定めるところにより公正な価額により行うものであること。

二 個別の取引ごとに双方の投資法人のすべての投資主の書面による同意を得て行う取引

三 その他投資主の保護に欠けるおそれのないものとして金融再生委員会の承認を受けた取引

(特定資産の価格を調査する者)

第三十四条 法第三十四条の四第一項に規定する政令で定める者は、資産保管会社の利害関係人等（資産保

管会社の過半数の株式を所有していることその他の当該資産保管会社と密接な関係を有する者として総理府令で定める者をいう。）以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一 弁護士であつて次に掲げる者以外のもの

イ 当該投資法人又はその投資信託委託業者、資産保管会社若しくは受託会社の役員

ロ 法第三十四条の四において準用する法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者

ハ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

二 公認会計士又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1) 当該投資法人又はその投資信託委託業者、資産保管会社若しくは受託会社の役員

(2) 法第三十四条の四において準用する法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者

ロ 監査法人にあつては、その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

ハ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産及び不動産のみを信託する信託の



受益権の場合に限る。）

イ 当該投資法人又はその投資信託委託業者、資産保管会社若しくは受託会社の役員

ロ 法第三十四条の四において準用する法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者

ハ 不動産の鑑定評価を行うことを禁止する処分を受け、その禁止の期間を経過しない者

四 前三号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として総理府令で定めるものの

(法第三十四条の六第一項第一号に規定する政令で定める取引等)

第三十五条 法第三十四条の六第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券の取得及び譲渡並びに貸借

二 有価証券指数等先物取引

三 有価証券オプション取引

四 外国市場証券先物取引

五 有価証券店頭指数等先物取引

- 六 有価証券店頭オプション取引
- 七 有価証券店頭指数等スワップ取引
- 八 金融先物取引等
- 九 金融デリバティブ取引
- 2 法第三十四条の六第一項第三号に規定する取引は、次に掲げる取引とする。
  - 一 不動産の取得及び譲渡
  - 二 不動産の賃貸借
  - 三 不動産の管理の委託及び受託
- 3 法第三十四条の六第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 当該投資信託委託業者が自己の計算で行った不動産の賃貸権の取得又は譲渡の有無及びその取得又は譲渡の別その他総理府令で定める事項（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に不動産の賃貸権が含まれる場合に限る。）
  - 二 当該投資信託委託業者が自己の計算で行った地上権の取得又は譲渡の有無及びその取得又は譲渡の別